

## セキュリティ診断サービス規約（販売店経由）

## 第1章 総則

## （定義）

第1条 この規約（以下「本規約」といいます。）においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	該当する見積・注文書または個別契約書所定のプラットフォーム診断、AI クイック・ツール診断、AI リモート脆弱性診断、モバイルアプリ診断、API 診断等セキュリティ診断サービス、ペネトレーションテスト等
契約者	本規約に基づく本契約を当社と締結した者
申込者	本契約の締結を希望し、本サービスの利用を本規約に基づき申し込む者
エンドユーザー	契約者との間でセキュリティ診断に関する契約を締結し、セキュリティ診断を受ける者
本契約	本規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの利用に係る契約
契約料金	本サービスの対価
診断対象	IP アドレス等によって本サービスの診断対象に指定されたコンピュータ、サーバ、ネットワーク機器及びネットワーク。契約者は当社所定のヒアリングシートにより指定する。
スキャン	目的に応じたパケットを診断対象に送信し、その応答のパケットを収集すること
診断装置	スキャナの設定情報を保持し、管理する装置
本サービス用設備等	本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア。電気通信事業者より借り受ける電気通信回線を含む
契約者設備	契約者のコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア。電気通信事業者より借り受ける電気通信回線を含む
納入物件	該当する見積・注文書または個別契約書に記載の報告書

## （本規約の適用）

第2条 株式会社レイ・イージス・ジャパン（以下「当社」といいます。）は、本規約に基づき、契約者及び契約者がサービス提供を行う先であるエンドユーザーに対し、本サービスを提供します。契約者は、エンドユーザーとの間で別途セキュリティ診断サービスに係る契約を締結するものとし、当該契約において、本規約において契約者が負う義務と同等の義務をエンドユーザーに負わせるとともに、エンドユーザーより本規約と同等の免責を当社に得させるものとします。

## （通知）

第3条 当社から契約者への通知は、脆弱性診断サービスヒアリングシート（以下「申込書」といいます。）記載の申込者 E-mail 宛に、通知内容を電子メールにより行います。  
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信がなされた時点から効力を生じるものとします。

## （本規約の変更）

第4条 当社は、本規約を随時変更し、前条第1項に定める方法により契約者へ通知することがあります。なお、当該通知から1週間後に、契約者の利用条件その他本契約の内容は、変更後の規約を適用するものとします。

## （権利義務譲渡の禁止）

第5条 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

(診断対象の指定)

第6条 申込者は、本サービスの申込までに、本サービスにおいて当社が脆弱性の有無の判断を行うべきデータ等の診断対象（URLを含む）を指定するものとします。

2. 契約者及びエンドユーザーは、当社が脆弱性の有無の判断を行うべきデータ等の診断対象（URLを含む）を前項で指定した診断対象（URLを含む）と異なるものに変更することはできません。

(合意管轄)

第7条 契約者又はエンドユーザーと当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって合意による第一審の専属管轄裁判所とします。

(準拠法)

第8条 本契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

(協議等)

第9条 本規約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は当社及び契約者は誠意をもって協議の上解決することとします。なお、本規約の何れかの部分が無効である場合でも、本契約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

## 第2章 契約の締結等

(本契約の締結等)

第10条 本契約は、申込者が個別の契約又は申込書を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、申込者は本規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、申込者が申込を行った時点で、当社は、申込者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。

2. 第4条に規定するほか、本契約の変更は、契約者が当社所定の変更申込書（以下「変更申込書」といいます。）を当社に提出し、当社がこれに対し当社所定の方法により承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
3. 当社は、前各項その他本規約の規定にかかわらず、契約者又はエンドユーザーが次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約の締結又は本契約の変更につき合意しないことができます。
  - (1) 本サービス又は本契約に関する金銭債務の不履行、その他本サービス又は本契約に違反したことを理由として本契約を解除されたことがあるとき。
  - (2) 申込書又は変更申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき。
  - (3) 本サービス又は本契約に関する金銭債務その他本サービス又は本契約に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき。
  - (4) 本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難であると当社が判断したとき。
  - (5) 過去において、当社の提供する他のサービスに関して、不正使用又は規約等違反に基づいて当社から契約を解除されたことがあるとき。
  - (6) 違法に又は明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを現に利用、又は利用するおそれがあるとき。
  - (7) 当社又は本サービスの信用を現に毀損、又は毀損するおそれがあるとき。
  - (8) その他当社が不適当と判断したとき。

(変更通知)

第11条 契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社所定の変更申込書によりすみやかに当社に通知するものとします。

2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(利用の制限)

第12条 当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

(中断及び提供停止)

- 第13条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者及びエンドユーザーへの事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。
- (1) 本サービス用設備等の故障により保守又は障害に対する復旧作業を行う場合
  - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ないと当社が判断した場合
  - (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。契約者は、この中断について契約者の責任にてエンドユーザーに通知するものとします。
3. 当社は、契約者又はエンドユーザーが次の各号に該当するときは、契約者又はエンドユーザーに通知することなく、本サービスの一部又は全部の提供を停止することができるものとします。
- (1) 第17条（当社からの本契約の解約）第1項各号のいずれかに該当するとき又は契約者が契約料金未払いその他本契約に違反したとき。
  - (2) 本契約に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
  - (3) その他、当社が不適切と判断する行為をなしたとき。
4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。また、本サービスの提供不能又は提供中断が契約者の責めに帰すべき事由に起因するときは、当社は契約者に対し、本サービスを完全に提供完了したものとみなして契約料金を請求できるものとします。

(実施日)

- 第14条 契約者は、本サービスの申込にあたり、本サービスの実施を希望する日を指定するものとします。当該指定を受けて当社は契約者と協議のうえ実施日を決定するものとします。また、一旦実施日を決定した後であったとしても前条に定める本サービス中断又は利用停止のために、当社が当該実施日に本サービスを実施しなかったことにより契約者又は第三者に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

(利用期間)

- 第15条 本サービスの利用期間は、前条で定める実施日から第23条第3項の規定に基づく検査合格の日までとします。

(契約者からの本契約の解約等)

- 第16条 契約者は、第14条の規定により両者協議により定めた本サービスの実施日の前日までに当社が定める方法により当社に通知することにより、本契約を解約し又は実施日程その他実施条件を変更すること（以下「解約等」と総称します。）ができるものとします。ただし、原則として、当該実施日の10営業日前から5営業日前までの解約等については契約料金の30%の金額を、当該実施日の前営業日の解約等については契約料金の全額を、当社に対して当社が別途指定する日までに支払うものとします。

(当社からの本契約の解約)

- 第17条 当社は、契約者又はエンドユーザーが次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者又はエンドユーザーへの事前の通知又は催告を要することなく本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。この場合でも、当社は既に受領済みの契約料金を返還する義務を負わないものとします。
- (1) 第28条（禁止事項）第1項各号のいずれかに定める行為を行った場合
  - (2) 申込書、変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
  - (3) 支払期限を超過しても契約料金を支払わない場合、支払停止又は支払不能となった場合
  - (4) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
  - (5) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (6) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
  - (7) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
  - (8) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを利用した場合

- (9) 本契約に違反し当社がかかる違反の是正を相当の期間を定めて通知又は催告したにもかかわらずかかる期間内には是正されない場合
  - (10) 解散、事業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
  - (11) 本契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
2. 契約者は、前項による本契約の解約があった時点において未払いの契約料金又は支払遅延に係る損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

(本サービスの廃止)

第18条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

- (1) 廃止日の30日前までに契約者に通知した場合
- (2) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

(終了後の処理)

第19条 契約者及びエンドユーザーは、前三条により本契約が終了した場合、又は、本サービス利用期間終了後、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わるすべての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を本契約終了後直ちに当社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者及びエンドユーザーの責任で消去するものとします。

2. 当社は、本契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者又はエンドユーザーから提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を本契約終了後直ちに契約者又はエンドユーザーに返還又は廃棄し、本サービス用設備等に記録された資料等については、当社の責任で消去するものとします。ただし、法令又は当社の管理上、維持することが必要と当社が判断する記録等については、当社においてその複写を保管・管理できるものとします。

### 第3章 サービス

(本サービスの種類と内容)

第20条 当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容は、該当する見積・注文書または個別契約書に定めるとおりとし、契約者及びエンドユーザーが具体的に利用できる本サービスの種類は、個別の契約又は申込書にて定めるものとします。

2. 契約者及びエンドユーザーは以下の事項を了承し、これに同意の上、本サービスを利用するものとします。
- (1) 第34条（免責）第1項に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること。
  - (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること。
  - (3) あらゆるセキュリティの脆弱性又は危険性を検知し、探知することは不可能であり、本サービスには該当する見積・注文書または個別契約書に定める免責事項のほか固有の限界があること。
  - (4) その他本規約に定める事項
3. 契約者及びエンドユーザーは診断前、診断中の作業として以下を行うものとします。
- (1) 重要ファイルやデータベースのバックアップ
  - (2) 診断中の連絡体制整備
  - (3) 脆弱性診断実施についての日程、注意事項等の契約者及びエンドユーザーの関係者への事前周知
  - (4) システムに対するセキュリティ監視（FW、IDS、IPS等）でアラートが出る場合、当社指定の診断元IPアドレスからのアクセスを静観すること。
4. 契約者及びエンドユーザーは、本契約に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

(再委託)

第21条 当社は、契約者及びエンドユーザーに対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第31条（秘密情報の取り扱い）及び第32条（個人情報の

取り扱い)のほか当該再委託業務遂行について本契約所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

#### 第4章 契約料金

(本サービスの契約料金、算定方法等)

第22条 本サービスの契約料金、算定方法等は、該当する見積・注文書または個別契約書、申込書または個別の契約に定めるとおりとします。

(納入、検査、支払)

第23条 当社は、脆弱性診断の作業完了後の所定の期日(以下「納入期日」といいます。)までに納入物件を納入することができないと予想されるときは、直ちにその理由、納入期日等を当社指定の方法により契約者へ届け出てその指示を受けるものとします。

2. 当社は、当社の責に帰すべき事由によらず、納入期日に納入物件が納入されないことにより契約者又はエンドユーザーに損害を与えた場合において、それにより発生した費用及び契約者又はエンドユーザーが被った損害を賠償する責任を負わないものとします。
3. 契約者及びエンドユーザーは納入物件の納入を受けた場合、5営業日以内に検査(納入物件たる脆弱性の診断結果に関する報告書の内容の確認)を実施するものとします。納入物件の納入後5営業日以内に、契約者又はエンドユーザーが当社に対して不合格の通知が行わない場合、当社は納入物件が検査に合格したものとみなします。
4. 契約者は前項の検査合格後60日以内(申込書に別段の定めがあるときはその日)に当社に対して支払の義務を負い、契約料金を消費税を加算し、別途当社が指定する当社の銀行口座に振り込むことにより契約料金を支払うものとします。

(遅延利息)

第24条 契約者が、本サービスの契約料金その他の本契約に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年8.25%の利率で計算した金額を延滞利息として、契約料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日まで当社の指定する方法により支払うものとします。

2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

#### 第5章 契約者の義務等

(自己責任の原則)

第25条 契約者及びエンドユーザーは、本サービスのために当社に提供する資料、記録等のすべての情報が正確かつ完全なものであることを表明し保証するものとし、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

(責任者)

第26条 契約者及びエンドユーザーは、本サービスの利用に関する責任者をあらかじめ定めた上、所定の申込書に記載して当社へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として当該責任者を通じて行うものとします。

2. 契約者及びエンドユーザーは、申込書に記載した責任者に変更が生じた場合、当社に対し、変更申込書にてすみやかに通知するものとします。

(本サービス利用のための設備設定・維持)

第27条 契約者及びエンドユーザーは、自己の費用と責任において、本サービス利用のための環境を維持するものとします。

(禁止事項)

第28条 契約者及びエンドユーザーは本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社又は第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスの内容や情報を改ざん又は消去する行為

- (3) 本契約に違反して、当社の承諾を得ることなく第三者に本サービスを利用させる行為
  - (4) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
  - (5) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
  - (6) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
2. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者若しくはエンドユーザーの行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者若しくはエンドユーザーの提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者又はエンドユーザーに通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止します。

## 第6章 当社の義務等

### (善管注意義務)

第29条 当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、本契約に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

### (本サービス用設備等の障害等)

- 第30条 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとし、契約者はこれをエンドユーザーに通知するものとします。
2. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者、エンドユーザー及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

## 第7章 秘密情報等の取り扱い

### (秘密情報の取り扱い)

- 第31条 契約者、エンドユーザー及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密の範囲を特定し、秘密である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
  - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
  - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
  - (4) 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
  - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前項の定めにかかわらず、該当する見積・注文書または個別契約書において定める秘密情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定、表示がなされたものとみなします。
3. 前各項の定めにかかわらず、契約者、エンドユーザー及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者、エンドユーザー及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者、エンドユーザー及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
6. 前各項の規定に拘わらず、当社が必要と認めた場合には、第21条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者又はエンドユーザーから事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

7. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第 5 項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備等に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。
8. 本条の規定は、本サービス利用期間終了後、1 年間有効に存続するものとします。

#### （個人情報の取り扱い）

- 第 32 条 契約者、エンドユーザー及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。
2. 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第 4 項乃至第 7 項の規定を準用するものとします。
  3. 本条の規定は、本サービス利用期間終了後も有効に存続するものとします。

### 第 8 章 損害賠償等

#### （損害賠償の制限）

- 第 33 条 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は本契約に関して、当社が契約者又はエンドユーザーに対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が本契約に違反したことが直接の原因で契約者に現実発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は申込書記載の利用料金を超えないものとします。ただし、契約者又はエンドユーザーの当社に対する損害賠償請求は、契約者又はエンドユーザーによる対応措置が必要な場合には契約者又はエンドユーザーが第 27 条（本サービス利用のための設備設定・維持）などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

#### （免責）

- 第 34 条 本サービスの実施については、事前に作業手順書を作成し、人的ミスによる障害や、契約者設備に機能障害が起きないように万全の注意を払いますが、万が一サーバーダウン、ネットワークダウン等の機能障害、契約者設備等に保存されたデータ等の滅失、毀損が発生したときは、サービス期間中及びサービス終了後においても当社は何ら責任を負わないものとします。
2. 前項の機能障害の発生により契約者に発生した損害については、当社は、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
  3. 当社は、契約者又はエンドユーザーが本サービスを利用することにより契約者又はエンドユーザーと第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。
  4. 当社は、本サービスの提供に伴い、次の各号に掲げるいずれかの事由により契約者又は第三者に損害が生じた場合において、当社の過失の有無やその程度に関わらず、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負わないものとします。
    - (1) 当社が契約者又はエンドユーザーに行うべき連絡を怠ったこと。
    - (2) 当社が契約者又はエンドユーザーから預かった書類又はデータ等を紛失したこと。
    - (3) 契約者が本サービスの申込を撤回しようとしたのに当社がこれを認めなかったこと。
    - (4) 契約者が本サービスの利用規約を更新しようとしたのに当社がこれを認めなかったこと。
  5. 契約者又はエンドユーザーが、本サービスの利用期間内に、通信環境を変更しようとする場合には、事前に当社に対し連絡し、当社の許可を得るものとします。当社の許可なく行われた通信環境の変更に起因するサービスの中断、停止に当社は一切の責任を負わないものとします。
  6. 契約者又はエンドユーザーは、納入物件たる脆弱性の診断結果に関する報告書に記載される情報は、診断対象の全ての脆弱性を見つけて出すものではなく、診断対象の安全性を保証するものではないことを承諾するものとします。また、本サービスによる診断結果として「リスク無し」との評価が出た後において、診断対象が攻撃を受けた場合において、契約者又はエンドユーザーがいかなる損害を被ったとしても一切の責任を負わないものとします。
  7. 本サービスには、診断した結果、発見された脆弱性の対策に関する業務は含まれておりません。また、納入物件たる脆弱性の診断結果に関する報告書において、発見された脆弱性についての対策方法を提示いたしますが、当該脆弱性の除去の実現可能性を保証するものではありません。

8. 本サービスは、該当する見積・注文書または個別契約書に定める項目および診断対象のみを対象とします。  
何らかの連携がなされているとしても、当該診断対象以外のシステムは対象外とします。

以上

変更履歴

制定日：2020年4月1日

ver1.0

初版制定

改定日：2024年10月1日

ver1.1

第1条（定義）、第22条（本サービスの契約料金、算定方法等）、第31条（秘密情報の取り扱い）、第34条（免責）、別紙A（削除） 参照先文書明確化

改定日：2025年11月1日

ver1.2

第1条（定義） 対象サービス明確化  
第4条（本規約の変更） 規約変更の発行時期変更  
第10条（本契約の締結等） 第4条参照追記  
第16条（契約者からの本契約の解約） 文言明確化  
第17条（当社からの本契約の解約） 条件明確化、第28条参照追記  
第19条（終了後の処理） 参照先条項番号変更反映

改定日：2026年3月1日

ver2.0

第1条（定義） 対象サービス追加  
第13条（中断及び提供停止） 4項を改定  
第16条（契約者からの本契約の解約等） 条文名修正ならびに内容改定